

伯耆町立中学校等における部活動の地域連携・地域移行推進計画 概要版

令和 6 年 8 月

伯耆町教育委員会

策定の背景と趣旨

学校教育の一環として行われる学校部活動は、他学年との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感や非認知的学力を高めたりする教育的意義が大きい。同時に、参加生徒の意欲向上、問題行動の発生の抑制など、生徒指導上の意義も大きい。ゆえに、長い間持続的に取り組まれてきた経緯がある。当然、スポーツや文化活動の経験を通して、「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質・能力の育成や、体力の向上や健康の増進につながるなどの意義も有してきた。また、生徒の成長や、成果等が比較的短期間で顕在化するため、生徒や保護者が学校への信頼感を高めたり、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

しかし、こうした学校の部活動を巡る状況については、近年、その厳しさを増してきた。これは、次の 2 点に集約される。

○少子化に伴う部活動の持続可能性の低下 ○教職員の働き方改革に伴う大きな業務負担

部活動は、教職員の善意によって今日まで教育活動に位置付けられてきたものであり、時代にそぐわなくなってきた。このような背景から、部活動の地域移行への社会的期待は高まっている。自治体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働した地域のスポーツ環境を整備する方向で始動している。また逆に、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等も、自治体等と連携し学校と地域が協働した地域活動充実に関心を寄せている。

このような社会的要請から、町においては、部活動の地域における展開に向けて町の人的、資金的、物理的、制度的な資源を利用しながら、長期的視点に立った骨太な仕組みを具体的に整えていく必要がある。

国は令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間を「改革推進期間」として位置付け部活動改革の取組を推進している。これを受け県は市町村の部活動の地域連携・地域移行の取組が推進されるよう令和 5 年 8 月に推進計画を策定した。

町においても、一連の取組が推進されるよう、地域の実情に応じた基本方針等を以下に示すものである。

< 語句の定義 >

※地域移行型とは、休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、その運営主体は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。

【学校部活動ではなくいわゆる「地域移行クラブ」。学校部活動が本制度のもとに地域に移行した形態。】

(注)県中学校体育連盟に係る文書内の語句「地域クラブ」は、地域移行型に加え、県中学校 体育連盟認定審査会へ申請済みの地域のクラブや団体の総称となっている。

※拠点校型とは、指導できる教員や外部の指導者がいる部活動を拠点校として位置付け、

拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものであるため、指導者（部活動顧問）への謝金は、教員特殊業務手当となる。拠点校は中学校に限らず、高等学校となることもある。

【学校部活動の一環。複数の学校部活動が 1 校に集まって活動する形態。】

※地域連携型とは、学校部活動に地域（外部）の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

【学校部活動の一環。従来の学校部活動において地域指導者が指導する形態。】

Ⅰ 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 休日に活動している学校部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。その際、①部活動等の活動の持続性 ②教職員の働き方改革 ③地域活性化を志向する。
- (2) 平日は、基本的に学校部活動として実施する。
- (3) 町における部活動改革は、次のように段階を設定し推進する。
 - ①各部活動ごとに「地域移行型」を目指すことを基本とする。
 - ②ただし、直ちに「地域移行型」の実施が困難な場合は、学校や地域の実情に応じて「拠点校型」、「地域連携型」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。
 - ③「地域移行型」「拠点校型」、「地域連携型」が直ちに実施できない場合は、教員の働き方改革を考慮しながら休日の学校部活動を実施する。
- (4) 平日及び休日の学校部活動への生徒の参加については任意とする。ただし、長年学校部活動が寄与してきた教育的意義をふまえ、生徒・保護者に対し各種放課後活動（社会貢献活動等も含む）への参加を推奨する。

2 地域クラブの考え方

- (1) 「地域移行型」における「地域クラブ」は、ア～エの要件を満たしていることを基本とする。
 - ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。
 - イ 国ガイドラインを遵守した活動を実施。
 - ウ 学校部活動の教育的意義や目的を継承した活動を実施し生徒の人間形成に寄与することを目的とする。
 - エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている。（文化芸術クラブは除く）※「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校または市町村で活動を維持・継続することが困難な場合は、複数校若しくは市町村を越えての地域クラブ設置について当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。
- (2) 町が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、町へ申請をする。
- (3) 申請があった地域クラブ等について町及び学校は、要件ア～エについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、町と学校で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の部活動を行わないこととし、休日の活動の場として町から地域クラブへ依頼する。
- (4) 町における「地域移行」の主管は「ほうきスマイリースポーツクラブ」とする。その他「拠点校型」、「地域連携型」の導入は、当面の間は町と学校が協働して行う。

3 部活動及び教職員の考え方

- (1) 部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取組により、休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくて良い環境の構築に可能な限り努める。そのために、「拠点校型」、「地域連携型」の導入に積極的に取り組む。
- (2) 休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブの指導者または、地域クラブに指導者を派遣する団体に登録し、地域クラブの指導者として指導にあたる。

4 今後の部活動の在り方

- (1) 県は、平日の部活動の地域連携・地域移行については、令和7年度末の県内の地域連携・地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえて、令和8年度以降に改めて方針を検討し、市町村へ示すため、町においてもそれを受けて改めて方針を定める。
- (2) 令和5年度は町における方向性について検討を行い、令和6年度以降、準備が整った部活動から取組を推進していく。

II 県及び町の役割

1 県の役割

- (1) 各関係機関と連携を図りながら、市町村の取組を支援する。
- (2) 市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。

2 町の役割

- (1) 町内の関係機関と連携し「伯耆町部活動地域移行協議会」により取組を推進する。
- (2) 令和5年度中に、協議会等を設置し、県の推進計画を参考にしながら、方針、具体的な取組、スケジュールを検討し、取組を推進する。

III 県と連携した町の具体的な取組方策

- 1 町における地域クラブ等の整備充実
- 2 町におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保
- 3 町における施設の確保
- 4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減
- 5 活動における保険の在り方
- 6 活動における費用負担の在り方
- 7 地域クラブへの支援
- 8 高校入試への対応
- 9 移動に係る支援
- 10 その他

上記1～10に係る課題等について、町は県と連携して対応策を検討・研究する。

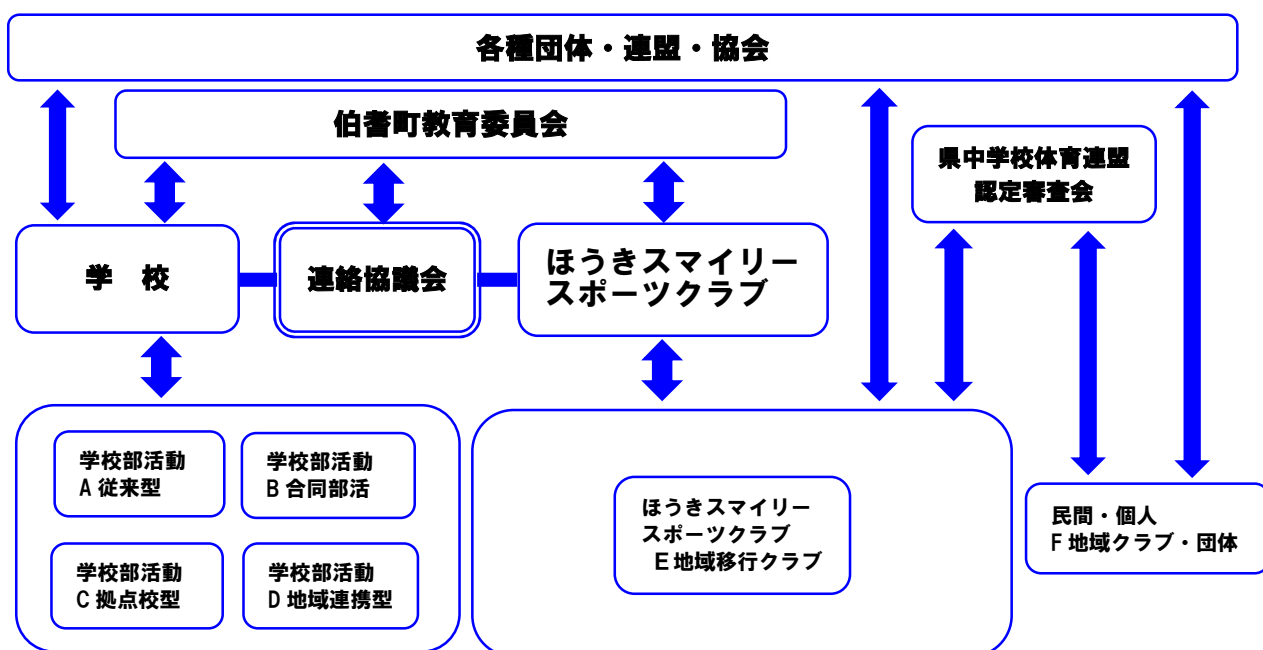
IV 今後のスケジュール

令和5年	○伯耆町部活動地域移行協議会の開催。 ○町における推進計画の立案。 ○部活動に関する実態アンケート等 ○令和6年度に向けた地域連携・地域移行の環境整備。(1部活動を目安として)
令和6年	○伯耆町部活動地域移行協議会の開催。 ○町における推進計画の修正。 ○令和7年度に向けた地域連携・地域移行の環境整備。(優先順位の高いものから)
令和7年	○伯耆町部活動地域移行協議会の開催。 ○町における推進計画の修正。新学習指導要領を見据えた環境整備。 ○令和8年度に向けた地域連携・地域移行の環境整備。(優先順位の高いものから) ○国の「改革推進期間」終了。
令和8年	○伯耆町部活動地域移行協議会の開催。 ○町における推進計画の修正。新学習指導要領を見据えた環境整備。 ○令和7年度までに地域連携・地域移行した部活動の課題を列举し、国・県の方針とすり合わせながら改善する。 ○令和9年度に向けた地域連携・地域移行の環境整備。(優先順位の高いものから)
令和9年	○新学習指導要領告示(2027年予定) ○伯耆町部活動地域移行協議会の開催。 ○町における推進計画の修正。新学習指導要領に準拠した環境整備。 ○令和8年度までに地域連携・地域移行した部活動の課題を列举し、国・県の方針とすり合わせながら改善する。 ○令和10年度に向けた地域連携・地域移行の環境整備。(優先順位の高いものから)

V 活動の類型

	実施主体	類 型 A～F	指導者	指導者謝金	保険・大会派遣費等
1	学 校	A 学校部活動 (従来型)	教 員	特殊勤務手当	○保険 ・日本体育学校健康センター ・保護者負担 ○中体連大会派遣費 ほぼ全額町負担 ※町民に限る ○学校施設利用
		B 合同部活動 (他校と合同)	教 員	特殊勤務手当	
		C 拠点校型 (原則町内で合同)	教 員	特殊勤務手当	
		D 地域連携型 ※土日祝は原則教員は関わらない。	部活動指導員 外部指導者	自治体負担	
2	ほうきスマイリー スポーツ クラブ	E 地域移行クラブ ※県教委規定	地域指導者 兼業教員	※部活動の 位置付けが 変わるまで の当面の 間、学校部 活動と同様 の扱い ※R7へ向け て予算措置	○保険 ・スポーツ安全保険 ・保護者負担 ○中体連大会派遣費 ほぼ全額町負担 ※町民に限る ○町内施設利用
3	民 間 個 人	F 地域クラブ・団体 ※県教委規定外	地域指導者 民 間 個 人		○保険 ・スポーツ安全保険 ・保護者負担 ○中国・全国大会派遣費 ほぼ半額町負担 ※町民に限る

VI 組織



※地域移行クラブ → 地域移行型によるクラブ

※地域クラブ・団体 → 地域移行型以外のクラブ・団体

※県中学校体育連盟に係る文書内の語句「地域クラブ」は、地域移行型に加え、県中学校体育連盟認定審査会へ申請済みの地域のクラブや団体の総称となっている。